

法人設立等申告書の記載要領

この様式は、奈良県内に法人を設立した場合、又は新たに事務所、事業所を設置した場合に、管轄の県税事務所へ提出してください。（提出期限は法人設立又は事務所等の設置の日から15日以内です。）

なお、提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ①定款、寄付行為、規則又は規約の写し
- ②設立の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
- ③奈良県内の主たる事務所等の位置図
- ④連結納税を適用する場合、グループ一覧（連結親法人及びすべての連結子法人の名称、所在地等を記載した一覧表）
- ⑤合併により法人を設立した場合、合併契約書の写し
- ⑥分割により法人を設立した場合、分割契約書の写し

《各欄の記載方法》

- ①「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。
- ②「法人番号」欄には、申告法人の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- ③「送付先・連絡先」欄には、該当する口にレ点を付し、当該所在地を記載してください。なお、送付先・連絡先が本店所在地の場合は当該所在地の記載は不要です。
- ④「申告理由」欄には、該当する番号を○で囲み、その理由が発生した年月日を「理由発生日」欄に記載してください。
- ⑤「本店所在地」欄には、登記上の本店の所在地を記載してください。
- ⑥「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- ⑦「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金等の額」欄には、法人税法第2条第16号又は第17号の2の額（相互会社にあつては純資産額）を記載してください。
- ⑧「法人税の申告書の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- ⑨「事業種目」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうち主たるものについて、該当する口にレ点を付し、具体的な業種を（ ）に記載してください。「公益法人等である場合」欄は、地方税法第24条第5項及び同法第294条第7項に規定する公益法人等が記載してください。また、「一般社団法人・一般財団法人である場合」欄の「非営利型」とは、法人税法第2条第9号の2に規定する法人をいいます。非営利型法人に該当するときは、「公益法人等である場合」欄で収益事業の有無についても記入してください。
- ⑩「連結納税制度を採用している場合」欄は、法人税法第4条の2の承認を受ける連結法人である場合は、該当する口にレ点を付してください。なお、連結法人である場合には、別途「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」を提出する必要があります。
- ⑪「連結子法人である場合」欄は、この申告書を提出する法人が連結子法人である場合に、記載してください。
- ⑫「外国法人である場合はその本店所在地」欄には、外国法人の本国の本店所在地を記載してください。
- ⑬「延長の処分（承認）の有無」欄には、新たに支店等を設立した場合に、既に法人税法第75条の2（同法第145条において準用する場合を含みます。）並びに同法第81条の24、地方税法第72条の25第3項及び第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含みます。）の規定により申告書の提出の延長の承認を受けているときは、「有」を○で囲み、承認を受けた事業年度及び延長月数を記載してください。なお、申告期限の延長には別途手続が必要です。
- ⑭「設立の形態」欄には、該当する口にレ点を付してください。新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当するときは「分割型」、同条第12号の10（分社型分割）に該当するときは「分社型」又は分割継承法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものであるときは「その他」のそれぞれの口にレ点を付してください。なお、1から3までを選択した場合は、「設立前の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名及び住所又は合併により消滅した法人若しくは分割法人の名称及び本店所在地を記載してください。
- ⑮「適格区分」欄には、「設立の形態」欄で2又は3を選択した場合に、その合併又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同条第12号の11（適格分割）に該当するときは「適格」、該当しないときは「その他」の文字を○で囲み、合併期日又は分割期日を記載してください。
- ⑯「奈良県内における設置状況」欄には、その名称と所在地及び設置年月日を記載してください。
- ⑰「事務所等の所在都道府県に関する事項」欄は、該当する口にレ点を付してください。「奈良県以外の都道府県にも事務所等がある」を選択した場合は、事務所等が所在する都道府県の数（奈良県を含みます。）を記載してください。
- ⑱「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。